

意見書

地方自治法第74条第1項の規定により「新文化ホール整備事業に関する住民投票条例」制定の請求がありましたので、同条第3項の規定により、以下のとおり意見を申し述べます。

1 はじめに

本市では、平成31年3月に「福知山市文化振興基本方針」を策定しました。基本方針では、文化の力を活用し、文化で賑わいと魅力あるまちづくりを目指すこと、市民が文化に触れる環境を整備し、文化の振興を目指すことをお示するとともに、「文化活動の核となる文化ホールについて、新たな建設も含め検討」することを掲げました。

そして、この基本方針に基づき、令和4年12月に「福知山市新文化ホール基本構想」を、令和5年7月には「福知山市新文化ホール基本計画」を策定しました。

これらの基本構想や基本計画は、地域の文化関係者や学識経験者、様々な立場を代表した市民の方々によって構成する検討委員会での議論に基づいて策定しており、その議論に当たって前提となっていたのが、この新文化ホールの場で創造される文化芸術に期待を寄せる市民の皆さまの思いであったと認識しています。

すなわち、検討委員会で幾重にも重ねてまいりました議論の根底には、これからの文化芸術活動を担う立場にある高校生や大学生からのヒアリング、市民の皆さまの率直な思いを受け止める意見交換の場として設けたワークショップ、さらに多くのご意見を頂戴するために実施したWebアンケートやパブリックコメント等により集約された数多くの市民の皆さまの思いの積み重ねがありました。

このような過程を経て策定した「福知山市新文化ホール基本計画」に沿って、今後の事業運営方法や基本設計に向けた検討を進める中で、令和6年2月、福知山市新文化ホール基本計画に対し、立ち止まり見直しを求めることについて住民の意思を問うための住民投票条例の制定請求に向けた署名活動が始まりました。

また、令和6年3月議会においては、市民との対話を継続しながら現計画に沿って事業を進めることを求める請願が出される一方、現計画の見直しの賛否を問う住民投票を求める請願も提出されました。

このように市民の意見も分かれている状況にありますが、新文化ホールは市民の皆さまにとって文化振興の拠点として市民生活を豊かにしていくため、

整備するものであり、できるだけ多くの市民の皆さまの理解を得ていくことが大切であると考え、基本構想に定めた理念は大切にしつつ、新たに再検討委員会を設置し、新文化ホールの機能や規模、場所、スケジュール等、つまり基本計画のすべてについて、市民の皆さまのご意見をお聴きしながら再検討することを表明したところです。

再検討に当たっては、これまで基本構想や基本計画の策定の際にいただいた多くの市民の皆さまのご意見、また、今後開催する予定の市民懇談会でのご意見などをふまえ、再検討委員会で基本計画のすべてについてもう一度議論し、見直しを行うこととしています。

本請求で求められている「一度立ち止まり、市民の意見を集約する」という住民投票条例の目的については、こうした取組により達成が図られるものと考えています。

このような状況下にあることを勘案のうえ、今般の直接請求にかかる住民投票を実施する必要性の有無につきまして、次に述べる意見を参考にさせていただき、議員の皆さまにご判断をお願いしたいと考えています。

2 請求の要旨について

まず、請求の要旨について、意見を申し上げます。

今般の住民投票条例にかかる直接請求に際して提出された条例制定請求書の請求の要旨には、新文化ホールにかかる様々なご意見が記載されています。

今後は、市民懇談会で改めてご意見を集約するとともに、再検討委員会で議論を重ね、その経過や内容については、これまで以上に丁寧な説明を心掛け、住民投票の実施目的である「市民の理解と納得」が得られるように努めたいと考えています。

3 条例案について

次に、条例案について、意見を申し上げます。

条例案第5条では、投票の資格を有する者として「選挙人名簿に登録される資格を有するもの」との記載があるものの、いつの時点での選挙人名簿を指すのか、基準日が定められていません。基準日の定めがなければ、公正な住民投票の執行のために不可欠な投票資格の有無の判断ができません。また、福知山市自治基本条例第23条第2項では、「投票資格者を定めるに当たっては、事案に沿い、定住外国人に配慮するものとする」と規定していますが、条例案では定住外国人に関する記載はありません。

条例案第6条では、②において、「自ら投票用紙に○印を自書出来ない場合は代理人が投票をすることが出来る」とありますが、第三者の委任状による投

票が可能となりかねず、投票結果そのものの信ぴょう性を損ねる恐れがあります。また、本条には、期日前投票や不在者投票自体の記載も、その具体的な実施に関する記載もありません。

条例案第8条では、住民投票運動の期間の定めがありません。

その他、投票に係る手続き全般において、条例を施行する際の細則として規定する必要のある規則につき、条例の定める内容のどの部分が規則委任されているのかが不明確です。また、法令として、通常用いられない語句が散見されます。

4 さいごに

本条例案に基づく住民投票は、「市民の理解と納得を得ているものか否かを市民に問うため」に行うものであるにもかかわらず、事業の見直しの賛成・反対のみを問う手法では、現行の「福知山市新文化ホール基本計画」で示している内容の、どの部分を、どのように見直すのかについて、署名をされた方々をはじめとする市民の皆さまの様々なご意見を正確に捉えがたいものとなっています。

先ほども述べましたとおり、機能や規模、場所、スケジュール等、つまり基本計画のすべてについて、改めて市民の皆さまのご意見をお聴きしながら再検討することを表明し、その再検討に当たることにより、本請求が求める「市民の理解と納得」を得るという実施目的が達成されるものと考えています。

本条例案が可決され、住民投票を実施した場合、市民の皆さまがそれぞれお考えを検討されたうえで、投票いただくことになるにもかかわらず、その投票結果からは、投票に託された市民の皆さまの様々な思い、例えば、規模、場所等についてのそれぞれのお考えをその後の議論に正確に反映させることが困難です。

また、本条例案が否決された場合であっても、再検討を進めていくという方針に何ら変わりはありません。

本請求の目的は、請求書に記載されている「請求の要旨」によると、新文化ホールが市民の皆さまにとって「満足できる施設」とすることにあると考えています。

そうであれば、再検討を表明した中で、改めて「見直しに賛成・反対」という意思しか確認することができない住民投票を実施する意義はもはや失われているのではないのでしょうか。

建設的かつ実効性のある議論を行うためには、今後の再検討の中で設ける様々な意見を頂戴する場において市民一人ひとりのお考えを述べていただくことが、これからの新文化ホールをよりよいものに創りあげていく最善の方法

であると考えます。

今回のように、市民の皆さまが市政に関心を持たれることは大変重要なことであり、一定数の市民の方が条例制定請求の署名をされた事実は真摯に受け止める必要があると思います。

しかしながら、再検討に当たって、基本計画のすべてについてもう一度議論し、見直しを行う一環として既に市民説明会を実施している現状をふまえますと、「新文化ホール整備事業に関する住民投票条例」を制定し住民投票を実施する実益はないと考えます。

令和6年5月7日

福知山市長 大橋 一夫